## 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画

 都 道 府 県 名 :
 和歌山

 農 業 委 員 会 名 :
 有田川町

## Ⅰ 農業委員会の状況(令和2年6月15日現在)

### 1 農家・農地等の概要

2,468 509
509
1,959
778
314
867

	女性	1,968			
	40代以下	630			
※ 農林業センサスに基づいて					

農業就業者数

農業者数(人)

3,867

※ 農林業センサスに基づいて 記入。

	経営数(経営)
認定農業者	84
基本構想水準到達者	261
認定新規就農者	8
農業参入法人	
集落営農経営	
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

						<u> </u>
	田	畑	普通畑	樹園地	牧草畑	計
耕地面積	302	2,730				3,032
経営耕地面積	140	1,950	48	1,902		2,090
遊休農地面積	9	47	46	1		56
農地台帳面積	459	3,304	3,304			3,763

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
- ※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項 第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

## 2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

		選挙	委員			選任委員			合計
		定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	口百日
農業	委員数								
Ī	認定農業者	_							
	女性	-							
4	40代以下	_							

### 新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 R 03年 6月3**0**日

		農業勢	負
		定数	実数
農業	委員数	15	13
	認定農業者		
	認定農業者に準ずる者	1	
	女性		
	40代以下	-	
	中立委員	-	

		定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委	員	23	23	

<sup>\*</sup>現在の体制を記載することとし、旧・新いずれかの記載事項は削除

## Ⅱ 担い手への農地の利用集積・集約化

## 1 現状及び課題

現	状	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	4月現在)	3032ha	793ha	26.0%
課	題	となっている。農家の出して受け手の	耕作放棄地の増加、農地の分散錯圃等か 要望を把握し効率的な集積を図る。随時、 が耕作していた農地は速やかに担い手に集	農地パトロールや農地利用状況調査によ

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※2 これまでの集積面積は、把握時点において担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で 定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

### 2 令和2年度の目標及び活動計画

目 標	集積面積	825 ha	(うち新規集積面積	32 ha)		
日 1示	目標設定の考え方:令和元年度新規集積実績を確保する					
活動計画	毎月:農地相談の毎月:農地銀行・毎月:定期的な別ででは、 毎月:定期的な別ででは、 第一日では、 毎月:に期的な別ででは、 第一日では 第一日では 第一日では 第一日では 第一日では 第一日では 第一日では 第一日で 第 第一日で 第一日で 第一日で 第一日で 第一日で 第一日で 第一日で 第一日で 第一日で 第一日で	集積による補助 農地パトロールの	制度の周知の徹底 実施			

- ※1 集積面積は、当該年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入
- ※2 新規集積面積は、集積面積のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転させた農地)をどの程度増加させるかを記入
- ※3 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

# Ⅲ 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進

### 1 現状及び課題

新規参入の状況		29年度新規参入者数	30年度新規参入者数	元年度新規参入者数	
		0 経営体	3 経営体	2 経営体	
		29年度新規参入者 が取得した農地面積	30年度新規参入者 が取得した農地面積	元年度新規参入者 が取得した農地面積	
		0ha	1.9ha	0.36ha	
課		認定農業者等担い手に対する施設の集中化・重点化が行われていく中で育成、確保に努めているが、農 従事者の高齢化や後継者のいない農家数の増加、また、農家数の減少により認定農業者等担い手数も減 傾向にあるため、地区の状況に合わせた担い手の育成・確保を図っていく必要がある。中山間地の地区は 圃場条件が劣り、若く意欲のある担い手が少ないことから集落全体で農地を守る集落営農組織の育成が急 となっている。			

- ※1 新規参入者数は、過去3年の農地の権利移動を伴う各年度ごとの新たな新規参入数 を記入し、法人雇用や親元就農は含まない(欄の最も右が昨年度)
- ※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

# 2 令和2年度の目標及び活動計画

参入目標数	5経営体	参入目標面積	3.0ha
活動計画	毎月:新規就農希望者の相談実施 毎月:認定農業者、担い手の各種相 毎期:農業者年金の加入推進 毎月:農地銀行等などを利用した耕 消及び後継者、新規就農等担	作放棄地解	
\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	4c2 ) A = ( ) = 4c[   B A = 4c		

- ※1 目標は、1年間に新たに参入させる新規参入者数及び参入目標面積を記入
- ※2 活動計画は、目標の達成のために何月に何を行うのか等詳細かつ具体的に記入

## Ⅳ 游休農地に関する措置

1 現状及び課題

現		管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)	
	4月現在)	3,088ha	56ha	1.8%	
課	題	農業者の高齢化と後継者不足により、毎年度新たな耕作放棄地が発生している。耕作放棄地発生防止 題 かけと早期発見に努めることが重要であり、速やかな所有者等への指導とともに、一時的な解消とならな 入作物の提示などを併せて行う必要がある。			

- ※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の 利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入
- ※2 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号 又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

今和9年度の日博及が活動計画

2 <u>-</u>							
		遊休農地の解消面積 5.0 ha					
目標		目標設定の考え方:過去の実績に基づき設定					
活動計画	農地の利用状況調査	調査員数(実数)		調査実施時期	調査結果取りまとめ時期		
			36 人	8月~10月	11月		
		調査方法 地図データを基に管内全農地を対象とした現地調査を実施します。					
	農地の利用意向 調査	実施時期		調査結果取りまとめ時期			
		11月		12月~2月			
	その他						

- ※1 遊休農地の解消面積は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入 ※2 遊休農地の解消面積は、市町村等が策定した目標を農業委員会が共有している場合には、当該市町村等 の目標を記入しても差し支えない
- ※3 「その他」欄には、利用状況調査・意向調査以外の遊休農地解消のための活動を記入

## V 違反転用への適正な対応

## 1 現状及び課題

됌	·#>	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)	
現 (令和2年4	4月現在)	3,032ha	0ha	
課	題			

- ※ 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
- ※ 違反転用面積は、把握時点において管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して 転用されている農地の総面積を記入

# 2 令和2年度の活動計画

毎月:無断転用が発見された場合は、工事中止や原状回復等必要な指導を行う。 活動計画 毎月:農地相談の実施 毎月:定期的な農地パトロールの実施

※ 活動計画は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何を行うのか等詳細 かつ具体的に記入